

基政発 0420 第 1 号  
平成 29 年 4 月 20 日

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長 殿  
文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 殿  
文部科学省高等教育局学生・留学生課長 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長

労働法教育等のための教員用冊子の活用推奨に係る協力依頼について

平素より、労働基準行政の推進に御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

厚生労働省では、高等学校の段階においても生徒に労働法や制度（ワークルール）に関する理解を深めてもらうことが重要と考え、平成 28 年度厚生労働省事業として、貴省の御協力もいただき、高等学校等における労働法や制度の指導のためのモデル授業案（生徒用のワークシート案等を含む）や留意点等を記載した教員用の資料「『はたらく』へのトビラ～ワークルール 20 のモデル授業案～」を作成いたしました。

これにつきましては、その冊子を各高等学校等へ送付するとともに（その際、別紙の各学校長宛の事務連絡を添付）、その電子媒体を厚生労働省の「『確かめよう労働条件』ポータルサイト」に掲載し、そちらも自由に御利用いただくことしております。

貴職におかれましては、この取組に御理解いただきますとともに、各高等学校等での活用が進むよう、各教育委員会への周知について御協力を賜りたく、よろしく願いいたします。

なお、厚生労働省では、平成 29 年度事業として、高等学校等における本資料も活用した労働法等のワークルールの指導の参考となる教員等のためのセミナーを、全国 10 箇所程度の会場で開催することとなっておりますので、申し添えます。

○本件連絡先：

厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室  
TEL：厚生労働省代表 03-5253-1111（内線 5545）

( 別 紙 )

事 務 連 絡  
平成 29 年 3 月 31 日

各高等学校長 殿  
各中等教育学校長 殿  
各高等専門学校長 殿  
各高等専修学校長 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課  
労働条件確保改善対策室長

労働法教育等のための教員用冊子の活用について（依頼）

平素より、労働基準行政に御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、高等学校の段階においても生徒に労働法や制度（ワークルール）に関する理解を深めてもらうことが重要と考え、平成 29 年度事業として、文部科学省とも連携し、各高等学校等における労働法や制度の指導に有用な、実践の参考となる 20 のモデル授業案（生徒用のワークシート案等を含む）や留意点等を記載した教員用の資料「『はたらく』へのトビラ～ワークルール 20 のモデル授業案～」を作成しました。

本資料の特長の詳細は「第 1 章 本資料の特長と使い方」に記載しておりますが、主なポイントは以下の通りです。

ぜひとも各学校において、様々な場面で活用していただきたいと思っております。

（本資料のポイント）

- ・ 公民科のみならず、地理歴史科や、家庭科、総合的な学習の時間、特別活動など、様々な教科等での活用を想定
- ・ 実践に必要な労働法や制度の専門知識を教員が身に付けられるモデル授業案を提案
- ・ モデル授業案は試行授業を踏まえた実践的な内容を掲載
- ・ 労働基準法の主要な内容のみならず、労働相談、会社選択、ハラスメント、採用面接、障害者雇用、男女雇用機会均等やワークライフバランス、過労死など、幅広いテーマのモデル授業案を提案
- ・ アルバイトをしている生徒が多い学校、卒業後就職をする生徒が多い学校、卒業後進学をする生徒が多い学校など、多様な学校での活用を想定し、簡単なクイズから探究的な学習まで、多種多様な手法を用いたモデル授業案を提案
- ・ 労働法の専門家をはじめとする外部人材と協働した授業を行う場合のスムーズなやり方や留意点等を解説
- ・ 労働法や制度を高校生等の若者に教える必要性について、根拠となるデー

## 夕を添えて解説

なお、今回送付する資料は、各学校で複数の教員が担当することを想定し8冊ずつお送りしていますが、学校の規模等により、それ以上の部数が必要な場合は下の連絡先にご相談ください。

ただし、本資料の内容については、全て厚生労働省の『『確かめよう労働条件』ポータルサイト』に掲載されていますので、そちらもご覧いただき、適宜ご活用ください。

厚生労働省では、平成29年度事業として、本冊子で提案しているモデル授業案等の活用や、社会保険労務士等の労働法の専門家等との協働も含めた、効果的な労働法や制度の授業の方法等について、教員や専門家が共に学び合うためのセミナーを、夏以降に全国10会場で開催することとなっておりますので、そちらもぜひご活用ください（詳細は追って情報提供する予定）。

○本件連絡先：厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室  
TEL：厚生労働省代表03-5253-1111（内線5545）

# 過労死の授業

## ～悲しむ人を無くすために～

**ねらい：** 過労死の現状とそれがあってはならないことを理解させつつ、社会に生きる人間としてどうすればよいかについて探究させる

授業スタイル	探究型な学習+ケーススタディ
扱うことが適切な教科等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民科[労働問題、労働者の権利、等]</li> <li>・家庭科[青年期の自立、生涯の生活設計、等]</li> <li>・総合的な学習の時間</li> <li>・(ホームルーム活動を始めとする)特別活動</li> </ul>
どのタイミングで扱うか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科での場合、適切な時期にそれ以外の場合、</li> <li>・アルバイトをする学生が多い学校：入学直後</li> <li>・進路、就職指導の一環として、随時</li> <li>・多様な入学者選抜への準備学習として、3年次に</li> <li>・全ての生徒の進路決定後に</li> </ul>
配当時間数	1時限(50分を想定)
この授業で身に付けて欲しい力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題の本質や最も大事なことを理解する力</li> <li>・他人の気持ちを推し量る力</li> <li>・差異や共通点を見いだす力</li> <li>・答えが1つでない問題を能動的に考え解決しようとする力</li> </ul>
この授業で理解させたいこと、気づかせたいこと、身に付けて欲しい知識等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「働き過ぎて命を失う」ことがあること、身近な問題として誰にでも起こりうること</li> <li>・労働時間以外にも様々な要素が原因となり、「過労死」という問題が発生するということ</li> <li>・「過労死」にならないために、一労働者又は組織や社会の一員としてどう考え行動するか</li> </ul>
授業概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>①導入とテーマの提示：生徒への問いかけ</li> <li>②ご遺族のお話を伺う(読む)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「過労死」された方のご遺族のお話を動画で見る(又は文章で読む)</li> </ul> </li> <li>③ケーススタディ</li> <li>④説明：社会問題としての学習</li> <li>⑤探究とまとめ、振り返り</li> </ol>
使用する教材等(読み物、ワークシート、動画、ウェブサイト等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付のケーススタディ用事例シート</li> <li>・添付の過労死に関する参考資料</li> <li>・『過労死等防止対策白書』(厚生労働省ウェブサイトにも掲載)  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000138529.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000138529.html</a> </li> </ul>
協働する外部人材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働法と制度に詳しい者</li> <li>○過労死された方のご遺族等</li> </ul> <p>厚生労働省では、高等学校の生徒等に対して、過労死等の労働問題や労働条件の改善等について理解が深まるよう、労働問題に精通した弁護士等の有識者及び過労死のご遺族等を講師として派遣する事業(過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業)を実施しておりますので、ご遺族等の関係者を授業に招聘したい場合は、当該事業をご利用ください。 連絡先等の詳細は次のURLをご参照ください。 【過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業について】 <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000151995.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000151995.html</a></p>
協働の際のこの授業案に特徴的な留意点等	ご遺族をお招きする際の様々な配慮事項
学習の評価の方法の例	振り返りシートによる
この授業案からの発展的な学習の可能性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過労死事件の判例を用いた学習</li> <li>・我が国における過労死問題のこれまでの経緯に関する学習</li> </ul>

## 授業の流れ

※時間はあくまで目安です

時間(所要)	進行	内容	留意点・備考
0:00 (8分)	導入とテーマの提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授業者から生徒に、いわゆる「ブラック企業」などの労働問題のニュース等を見聞きしたことがあるか聞く</li> <li>○「過労死」というテーマを提示する</li> <li>○授業者から生徒に、「過労死」という言葉で何をイメージするか、という問いかけを行い、考えさせる</li> <li>○定義や基本的なデータを示し説明する</li> <li>※自分の身近な問題として起こりうるのだということも生徒に問いかけておく</li> </ul>	生徒をグループに分けておく
0:08 (7分)	ご遺族のお話を伺う(又は読む) (動画又は手紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒に問題の深刻さを理解させる</li> <li>※教室の事情で動画視聴が難しい場合は、代わりにご遺族のお手紙「命こそ宝」を使用してもよい</li> <li>※また各学校の判断で、事情が許せば、ご遺族の方等をお招きしてもよいと思われる</li> </ul>	「命こそ宝」を使用する場合は、生徒の実情に応じて授業者や生徒が音読してもよい
0:15 (15分)	ケーススタディ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒に自分のグループの事例について理解させる</li> <li>・各グループに事例を渡し、過労死に至った各ケースを学ぶ</li> <li>○混成グループでの事例の共有</li> <li>・最初のグループから人を出して混成グループをつくらせ、互いに学んだ計4つの事例を共有させる(※「過労死」と言っても様々な原因で起きうることに着目させる)</li> <li>○生徒に元のグループに戻らせ、各ケースの情報を共有した上で、以下の内容について、話し合わせる</li> <li>・様々なケースを知り、どう思ったか、共通する点は何か、異なる点はあるか</li> <li>・なぜ「過労死」が起きるのか、なぜ人々は働き過ぎてしまうのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使う事例に合わせて人数を分ける</li> <li>・ケーススタディ用事例シートの配布</li> <li>※状況に応じて、このような複雑な手法が適切でない場合は、各グループで複数のケースを学習させるというやり方でもよい</li> </ul>
0:30 (10分)	説明(社会問題としての「過労死」の学習)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教科書や資料集等の資料を見ながら、過労死が問題になってきた社会的背景について、授業者と生徒で話し合う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考資料の配布</li> <li>・「過労死等防止対策白書」を用いてもよい</li> </ul>
0:40 (10分)	探究とまとめ、振り返り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各グループで探究的な話し合いをさせ、考えをまとめさせる</li> <li>・各ケースにおいて「こうすれば過労死を防げたのではないか？」</li> <li>・一人の未来の社会人として過労死についてどのように考えるか</li> <li>・社会全体として過労死をなくすためにはどうしたらよいのか</li> <li>○ワークシート等を用いて生徒に振り返りを行わせる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振り返りシートの配布</li> <li>・各自記述して提出</li> </ul>

### ※動画について

過労死のご遺族からのお話として、「全国過労死を考える家族の会」代表の寺西笑子様からいただいたお話を収録しています。内容としては、寺西彰氏(夫、故人)がなぜ49歳で亡くなってしまわれたか、ご遺族としての、特に今の若い人々の「働き方」や「過労死」に対する思い、高校生へのメッセージ、などです。

この動画はもちろん本授業案の実施以外の授業でも使用可能ですので、ぜひ様々な学習の場面での活用をお勧めします。(なお、学校教育以外の目的で使用される場合は著作権者への許諾が必要ですので、厚生労働省までご相談ください。「命こそ宝」についても同様です)

動画は厚生労働省の「労働条件の総合サイト：確かめよう労働条件」に掲載していますので、そこから利用して下さい。

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

## 参考資料：過労死について

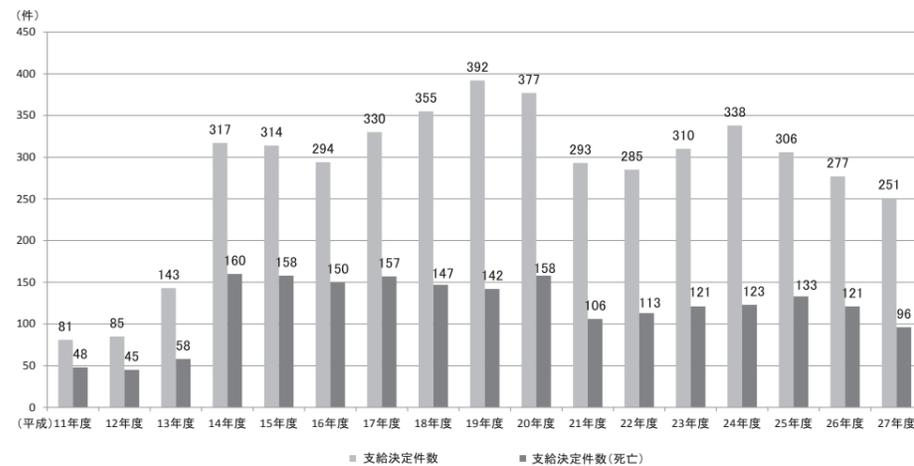
### 1) 過労死等とは

長時間労働にわたる過重な労働によって、疲労の蓄積が生じ、その結果、脳・心臓疾患を発症することがあります。疲労の蓄積をもたらす要因の一つである労働時間に着目すると、労働時間が長いほど、脳・心臓疾患のリスクが高まることが明らかになっています。また、長時間労働に従事することは、精神障害の発病の原因となり得ます。これらを原因とする死亡、または死亡には至らないこれらの疾病が「過労死等」です。

過労死等の防止のための対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成26年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立し、同年11月に施行されました。また、この法律に基づき、対策を効果的に推進するため、平成27年7月に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定されています。

### 2) 過労死に関する基礎データ

脳・心臓疾患に係る支給決定件数の推移



(資料出所) 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」  
(注) 支給決定件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	平成26年度			平成27年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	5(1)	10(1)	5(1)	12(0)	6(0)	1(0)
製造業	77(4)	70(5)	31(2)	109(6)	92(3)	34(2)
建設業	97(1)	88(0)	28(0)	111(0)	103(0)	28(0)
運輸業、郵便業	168(3)	143(2)	92(1)	181(3)	161(5)	96(3)
卸売業、小売業	126(21)	88(19)	35(5)	116(23)	98(20)	35(3)
金融業、保険業	7(2)	7(1)	2(0)	12(2)	4(0)	2(0)
教育、学習支援業	11(2)	13(4)	6(1)	9(1)	7(1)	0(0)
医療、福祉	43(20)	27(11)	6(1)	42(21)	33(14)	5(2)
情報通信業	21(1)	22(2)	9(1)	31(2)	23(2)	11(0)
宿泊業、飲食サービス業	59(15)	44(9)	24(2)	55(9)	51(9)	22(0)
その他の事業(上記以外の事業)	149(22)	125(13)	39(1)	117(16)	93(14)	17(1)
合 計	763(92)	637(67)	277(15)	795(83)	671(68)	251(11)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」  
(注) 1. 業種については、「日本標準業分類」により分類している。  
2. 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。  
3. ( )内は女性の件数で、内数である。

## 働いていて過労死等に至ったケース (実際の例)

### ケース 1

労働者Aさんは、2月初旬のある朝、欠勤して連絡が取れなくなったため同僚が探したところ、自宅の浴室で倒れているところを発見された。通報を受けた救急隊により病院に搬送されるも死亡が確認された。発見された日の前夜に心筋梗塞を発症したことが原因で死亡したと推定された。

#### 【就労の状況】

労働者Aさんは、建設会社において、3月完成予定のマンション建築現場の施工管理者として勤務していたところ、工事の進捗の遅れを取り戻すべく担当者との打ち合わせを頻繁に行っていたため、時間外労働(残業)が連日夜10時頃までに及び、11月から1か月当たり約70時間の時間外労働が続いていた。

さらに、1月には打ち合わせを踏まえた工事を集中して施工した結果、早朝から深夜までの勤務が続き、1月の時間外労働(残業)時間は約110時間に及んでいた。

### ケース 2

労働者Bさんは、自宅内で自死しているところを発見された。同僚などの証言から、労働者Bさんは自死直前から身だしなみの乱れ、口数が極端に減るなどの変化が認められており、自死直前にうつ病を発病していたものと判断された。

#### 【就労の状況】

労働者Bさんは美容関係の資格学校の講師であり、上司から新たな資格制度の対策コースの企画と模擬試験の問題作成を命じられた。上司は、労働者Bさんに2か月で完成するよう指示したが、労働者Bさんは、この資格の取得に必要な科目が多数あり、2か月では企画や準備が間に合わないとして説明したが、上司からは、受講生の募集を開始しているため、期限を先延ばしにすることはできないと強く指示された。

労働者Bさんは、新たな教材と模擬試験問題の作成に追われ、会社に泊まり込みで時間外労働(残業)や休日労働を繰り返した結果、1か月の時間外労働(残業)時間が200時間を超えた。労働者Bさんの自死は、3日ぶりに帰宅した自宅での出来事であった。

### ケース 3

労働者Cさんは、自宅内で自死を図ったところを同僚に発見され、病院に搬送されたが、意識が戻ることなく翌日亡くなった。上司である看護師長から、ひどいパワハラ・いじめを受けており、看護師長の言動は、上司としての業務指導の範囲を超えており、業務外に自殺するような要因はなかったと判断された。

#### 【就労の状況】

労働者Cさんは、4月から看護師として勤務を始めたが、約半年経った10月頃から、上司である看護師長が労働者Cさんをターゲットにパワハラ・いじめを行うようになった。以前から、看護師長は、自分が気に入らない人に対してパワハラ・いじめを繰り返していたが、労働者Cさんに対するものは、特にひどく、人格を否定するような言動が執拗に行われた。11月に、労働者Cさんは、身体の異常を訴え始め、12月に精神科で「不安抑うつ障害」等と診断されていたが、自身が受けていたパワハラ・いじめについて、家族や友人に相談していなかった。同月末に労働者Cさんは自死した。

### ケース 4

労働者Dさんは、仕事中に、くも膜下出血を発症して倒れ、一命はとりとめたものの、右半身まひの後遺症が残り、その後も、復職できていない。

#### 【就労の状況】

労働者Dさんは、インターネットサービスを運営する会社で、WEB開発業務に従事していた。新しいプロジェクトの開発リーダーを任されることになった12月頃から、労働時間が急激に増加し、月100~120時間の時間外労働(残業)が続くこととなった。翌年の4月には顧客からの大幅な仕様変更の要求による作業が発生し、徹夜や数時間の仮眠をとるのみで働き続け、時間外労働(残業)は月200時間に達していた。

# 命こそ宝

中学校三年マーくん(2000年3月父親死亡)

僕は、父を小学校に上がる前に、亡くしています。父は過労自死でした。

父は、市役所で働いていました。市の文書を扱う大切な仕事をし、係だけではけっしてできない大きな仕事を任せられ、毎日、仕事の相談に来る職員が後を絶たず、それにも父は親切に答えながら、毎日16時間以上仕事をしました。胃潰瘍になりましたが、仕事をたくさん抱えた状況では休む余裕もなく、通院しながら土日も出勤していました。議会に提出するための資料を必死で作上げた時、あまりの忙しさに、たった一つ部下に任せた所に、間違いを見つけました。そのまま条例になってしまうことは、大きな問題です。でも、やり直す時間はない中、心身ともに追い込まれて、父は命を絶ちました。

最後に、父は、11通の遺書を残しました。

僕がこの遺書を初めて読んだのは、小学5年生になる春休みのことでした。多くの人の支えの中、父の死が公務災害だと認められた時、初めて母から見せられました。「真弘様親らしいことが、何も出来ず許してください。貴方の無邪気な顔を見ていると、本当に疲れがやすまりました。先週の発表会を見に行きたかった。お母さんから、貴方が、ものおじせず、堂々と話しているのを聴いて、本当にうれしかったです。笑顔の真弘の顔が忘れられない。こんな幼い子を残しておとうさんは・・・どうか、お母さんの言うことをよく聴いて、助けてやってください。本当に御免なさい。」ほくは、これを読んだ時、涙が溢れてきました。こんなに僕たちを愛してくれた父がどうして死ななければならなかったのだろうか。僕は自分の部屋で、思い切り泣きました。

5年生になったある日、担任もいるクラス全員の前である子が、「辻のお父さんは自殺したんか?」と聞いてきました。僕は、事実だから、「そうや。」と答えました。すると、僕も知っているという声があちこちで起こってきました。それから後のことは、僕はもう覚えていません。思い出さないようにしてきました。父のことを知らず、自殺だという事実だけが、広がっている。僕の大好きな父を急に評価されることが耐えられない。あの時の言葉には、すごく冷たさを感じるものがありました。

父は、心身ともに過労し、うつ病になってしまいました。こんな働き方をしたら、誰だって、倒れてしまいます。父は市民のために、いい法律を作りたいと、いつも勉強し頑張っ

ていました。条例になってしまうとどんなに悪いものであっても改正するためには、人も時間もすごく掛かること、条例は、市民の命にも繋がることを母に語っていたそうです。まじめで、責任感が強く、優しく、頼りがいがあった父です。父は、普通の人の2倍も働きました。

父と同じ仕事をする人が、もう一人いてくれたら、父は死にませんでした。公民の教科書に、労働基準法がありました。この法律が守られていれば、父は死ななかったと思えました。父と一緒にすごしたのは、わずか、6年間です。父が突然僕の前から居なくなるなんて考えてもいなくて、父に甘えていました。あのままずっと、家族の生活が続いていたら、僕たちは幸せだったのに。あの日を境に、僕たちの生活が変わってしまいました。ずっと、家でいた母は生活のために、働きに出るようになりました。生活も苦しくなりました。母も頑張っていました。疲れ切り、どうしようもないさびしさに、包まれ、僕たちに、「お父さんの所へ行こう」と言いました。僕達の強い反対で、母は、自分を取り戻してくれました。一步間違っていたら、僕達は、今、生きていませんでした。

ほくが、小学1年生の時、詩を作りました。

## 《僕の夢》

大きくなったら、ほくは博士になりたい。  
そしてドラえもんに出てくるようなタイムマシンを作る。  
ほくはタイムマシンにのって  
お父さんのしんでしまう前の日にいく  
そして「仕事に行ったらあかん」というんや

三年前、大阪人権博物館から、この詩を展示させてほしいという連絡があり、今、労働者の権利というところで常設展示され、小・中学生の学習教材にもなっています。この夏、僕は、朝日新聞やテレビ大阪の取材を受けました。父の死と向かい合うことは、辛いですが、僕達のような悲しい思いをする人が増えてほしくないのだから、取材を受け、今回は作文にも書きました。

僕は、仕事のための命ではなく、命のための仕事であると考えます。

命こそ宝です。過労死・過労自死というものがこの世の中から亡くなってほしいと強く思っています。

以上

## <ワークシート>

1. ご遺族のお話を聞いて(読んで)あなたはどう思いましたか?

2. なぜ人は働き過ぎてしまうことがあるのだと思いますか?

3. あなたは今日の授業を受けて、①自分が過労死にならないために、②身近な人が過労死にならないために、③社会の中で過労死が起こらないために、どうすればよいと思いましたか? これからどう行動しようと考えましたか?

①

②

③

4. 今日の授業を受けて「初めて知って驚いた」、「もっと深く学びたい」と思ったことは何ですか?

5. その他今日の授業について特に心に残ったことや感想を自由に書いてください。

年 月 日 年 組 名前:

確かめよう!  
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう!」  
キャラクター「たしかめたん」